

会員事業所紹介

☆松島商店

当店は「からあげ専門店」として令和6年6月にオープンしました。宮城県内を拠点にキッチンカーで、約1年の歳月をかけて開発したオリジナルのからあげを販売しています。

当店のからあげは、食材や油内の水分をコントロールする調理器「ドクターフライ(Dr.Fry)」を使用しており、食材の水分流出を防ぐことで美味しくジューシーな状態を長時間保てます。

また、衣が吸収する油の量を最大50%カットできるためとってもヘルシー。揚げ物特有の重さもなく「何個でも食べられる!」と好評をいただいています。

売れ筋No.1の「ももからあげ」をはじめ8種類の唐揚げと、大人も子供も楽しめるサイドメニューも用意しています。

当店自慢のからあげを是非ご賞味ください!

代表者 松島 佑太

住所 米山町中津山字筒場俣

電話番号 394-5 (事務所)

090-2603-8518

(出店力レンダーはInstagramをご覧ください。)



⑥MATSUSHIMASHOTEN23

☆株式会社てん焼き小進堂

当店は和洋菓子製造販売業として昭和22年に創業し、地域に愛される店舗づくりを目標に努力して参りました。当店の名物である「かいてん焼き」の専門店舗につきましても、お陰様で新設して今年で10周年を迎えることが出来ました。

最近では、本店で販売している和洋菓子の改良に励んでおり、地域のニーズを取り入れた商品づくりを心掛けております。特に「どら焼き」、「ワッフル」、「くるみゆべし」は当店の売れ筋商品として人気が高まっているほか、毎朝9時30分より焼き立てを提供しております惣菜パンや菓子パンも安価でお買い求め出来る看板商品として多くの方に愛顧いただいております。

これから夏場にかけて「冷やしかいてん焼き」の販売も開始予定です。事前予約も承っておりますのでお気軽にご連絡下さい。

代表者 寺澤 卓真

本店情報 (和洋菓子販売店舗)

住所 登米市豊里町東待井下2-5

電話番号 0225-76-2582

営業時間 8時~17時30分

(木曜正午まで営業)

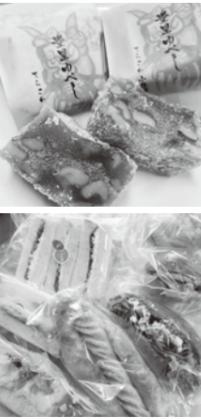
支店情報

(かいてん焼き販売店舗)

住所 登米市豊里町東待井下1-9

電話番号 0225-76-4915

営業時間 9時~17時



☆ゆめパインツ

弊社は建築塗装を専門とし、平成30年に創業いたしました。様々な規模・構造の現場を10年以上にわたって手がけてきた中で、状況に応じた現場対応力と塗装知識の広さを強みとしてまいりました。おかげさまで、今年で7年目を迎えております。

塗装は建物の美観を整えるだけでなく、紫外線や風雨といった自然環境から守る「家の鎧」として、非常に重要な役割を担います。塗装の種類や塗り方によって、住まいの寿命や快適さにも大きな差が出るため、細部にまでこだわった提案と施工を心がけております。

今後も、地域の気候や住まいの特性に合わせた最適な施工を行い、お客様に安心と満足をお届けしてまいります。小さな塗り替えから全面的なリフォームまで、お住まいに関することならどうぞお気軽にご相談ください。

代表者 佐々木 裕也

住所 南方町大平7-6

電話番号 0220-58-4149

080-6037-0731

営業時間 午前8時00分~

午後20時00分

定休日 日曜日



定例融資相談会

毎月第3水曜日に開催

会場：登米みなみ商工会米山本所・豊里支所
担当：日本政策金融公庫石巻支店 宗方優太 氏

- | | |
|------------------|-------------------|
| 【第1回】 令和7年 6月18日 | 【第6回】 令和7年11月19日 |
| 【第2回】 令和7年 7月16日 | 【第7回】 令和7年12月17日 |
| 【第3回】 令和7年 8月20日 | 【第8回】 令和8年 1月21日 |
| 【第4回】 令和7年 9月17日 | 【第9回】 令和8年 2月18日 |
| 【第5回】 令和7年10月15日 | 【第10回】 令和8年 3月18日 |

※予約が必要となりますのでお電話にてご連絡ください。
※日時・会場は変更となる場合がございます。

事業承継引継ぎ個別相談会

宮城県事業承継・引継ぎセンターの専門委員が
ご相談に応じる無料相談会です

会場：登米みなみ商工会米山本所・豊里支所

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 【第1回】 令和7年 6月26日(木) | 【第5回】 令和7年10月30日(木) |
| 【第2回】 令和7年 7月31日(木) | 【第6回】 令和7年11月27日(木) |
| 【第3回】 令和7年 8月28日(木) | 【第7回】 令和7年12月25日(木) |
| 【第4回】 令和7年 9月25日(木) | 【第8回】 令和8年 1月29日(木) |

※令和8年2月・3月は随時対応させていただきます。
※予約が必要となりますので7日前までお電話にてご連絡ください。
※日時・会場は変更となる場合がございます。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

商工貯蓄共済

制度のあらまし

この制度は、商工会の事業として国から認められた商工会独自の共済制度です。

①貯蓄 ②保障 ③融資 がセットになった商工会員のための共済制度です。
毎月の掛金は、大部分が大口定期預金扱の貯蓄積立金となります。
掛金は毎月口座振替です。知らず知らずのうちに自己資金が蓄積され、経営の健全化に貢献できます。

加入資格

加入者(契約者)
商工会の会員並びに家族及び従業員

被保険者

商工会の会員並びに家族及び従業員で、5歳7ヶ月から65歳6ヶ月までの健康な方

加入期間

加入期間は5年または10年間で、満期時に貯蓄積立金をお返しします。

掛金と加入口数

掛金は年齢・性別に関係なく月額1口2,000円で被保険者1名につき30口まで加入可能

あなたも家族もまるごと守る! 頼れる補償の

商工会の福祉共済

毎月ご加入いただけます!!

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です!

ご加入できる方
商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員とその家族であって健康な方が対象となります。
(所属の地域および「がん」補償「シニア」プランでは新規加入は満74歳以下の方に限ります。)

※ただし、2024年11月1日時点での年齢が満65歳以上、満80歳以下(シニアプラン)または「がん」プランでは新規加入は満74歳以下の方に限ります。

「家族」は、①配偶者、②子、③同居かつ扶養している親、④兄弟姉妹、⑤配偶者の父母、をいいます。
※万一、商工会からの脱退や退職等により、加入者資格を喪失した場合は、お手続きですが、ご加入の商工会へご連絡ください。お問い合わせは、お住まいの商工会まで。

さらに福利厚生も充実!
福祉共済加入者・被保険者の福利は、自動的に「商工会プラチナ倶楽部の会員」になり、「ハネフィット・ステーション」(運営:ベスト・ワン)の福利サービスをご利用いただけます!

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで